



平成29年4月18日



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

電子マネーを騙しとる架空請求詐欺の手口

このようにして電子マネー（ギフトカード）を騙しとります！

【手口① パソコンの画面に表示】

- ◆ パソコンに突然、
- 「会員登録完了」
- 「連絡先」
- などが表示される。



【手口② 携帯電話等にメール】

- ◆ 携帯電話（スマートフォン）に、
- 「会員登録されました」
- 「未払い料金がある」
- 「裁判になる」
- 「至急連絡して」
- などが送られてくる。

【記載された連絡先に電話を架けると・・・】

支払方法として、

- 「コンビニへ行ってギフトカードを購入してください」
- 「ギフトカードを買ったら、電話やファックスで裏面の番号を教えてください」

等と指示してくる。

犯人はこんな指示もします！

- ◆ 5万円以下の少額のギフトカードを数店舗に分けて購入
- ◆ 「他のサイトでも登録があった」などと言ってさらに支払いを要求
- ◆ インターネット決済で支払いを要求

対策

- ◆ サイト未納料を要求するメールに絶対に連絡しないでください！
- ◆ パソコン、携帯操作中の被害を防止するため、別添のチェックシートをパソコンの横に置くなどして活用して下さい。